

政治社会学会会費規程

第1条(目的)

この規程は政治社会学会会則第6条に基づき、会員の会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(会費納入義務)

会員は、年度ごとに定められた会費を納めなければならない。

第3条(年会費)

会員の納める会費の金額は、次のとおりとする。

- (1)個人会員5,000円／年
- (2)法人会員50,000円(1口)／年
- (3)賛助会員2,000円／年

2 前項の規定に拘わらず、以下の各号に該当する個人会員の会費は次のとおりとする

- (1)非常勤の研究者及び非正規雇用社会人等3,000円／年
- (2)学部生、大学院生、研修生等2,000円／年

第4条(会費の滞納)

会費を2年以上滞納した者は、理事会の議を経て、退会したものとみなす。但し、前項により退会したとみなされた者は、理事会の議をへて滞納分会費を納入することにより、会員の資格を回復することを得る。

第5条(納入金の不返還)

既に納入した会費は、これを返還しないものとする。

第6条(顧問等会費)

顧問及び名誉顧問からは会費を徴収しない

附則

この改正規程は2021年2月28日から施行する